

2 埋立処分場は東京都が設置・管理しています

東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場では、23区内で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥などの都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物を埋立処分します。

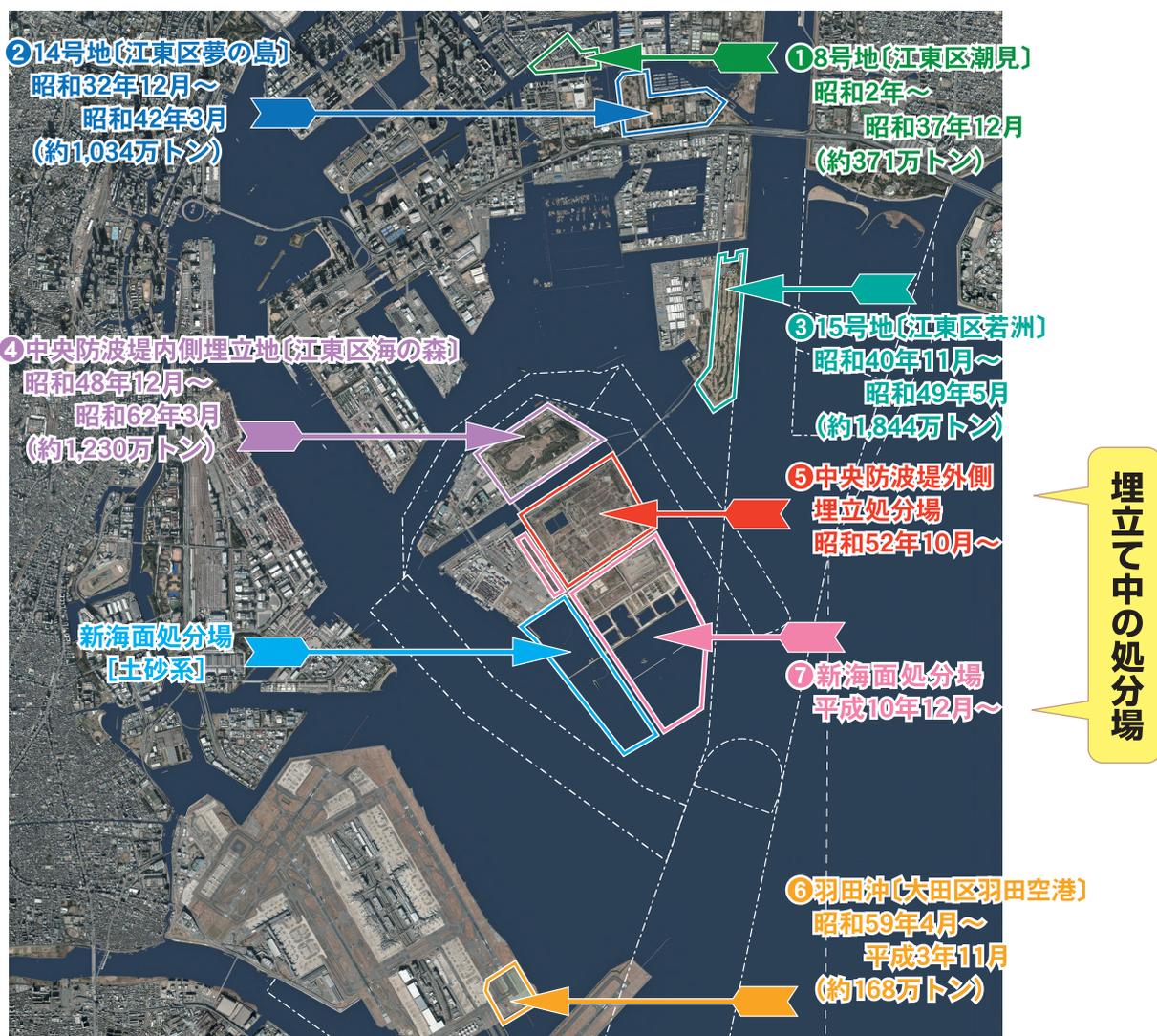
可燃ごみと破碎後の焼却できる不燃ごみ及び粗大ごみの残さは、焼却した後、一部の焼却灰等はセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化し、資源として再利用しますが、それ以外の焼却灰と薬剤処理した飛灰は埋立処分します。

不燃ごみは、破碎して鉄とアルミニウムを資源として回収した後、焼却に適さない残さは埋立処分します。

粗大ごみは、破碎して鉄を資源として回収した後、焼却に適さない残さは埋立処分します。

廃棄物以外に、海底や川底から掘り出されたしゅんせつ土や建設発生土など（土砂系）も埋め立てていますが、管理方法などが異なるため、廃棄物とは区別して埋め立てます。

●埋立時期と埋存量



(資料提供：東京都港湾局)

©東京都

現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、23区と清掃一組は、ごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。